

# 【二条中学校の服装について】

令和8年

☆学習の場であることを意識し、二条中学生としての標準服装を守り、装飾を避け、清潔を心がけるようにします。

※学校指定品ではないもの（靴下・ベルト・ヘアピンなど）は、標準服の色あいに合わせた、派手でないものとします

## 《適切ではない服装例》

**頭髪** ・パーマ、染色、脱色、巻髪

・装飾のついた髪どめ、過度の整髪料

\*髪を止めるゴムやピンは、装飾物の無いシンプルなもの

\*カチューシャやヘアバンドは使用しません

**まゆげ** ・極端に細くそる など

**カッター** ・裾をスカート・ズボンから出す

・2つ目のボタンをはずす

・色シャツや、プリントが見えている

・タートルネックのシャツを着ている

**セーター** ・華美なもの

**つめ** ・長く伸ばしている

・マニキュアなどをしている

**ズボン・スカート** ・学校指定外のもの

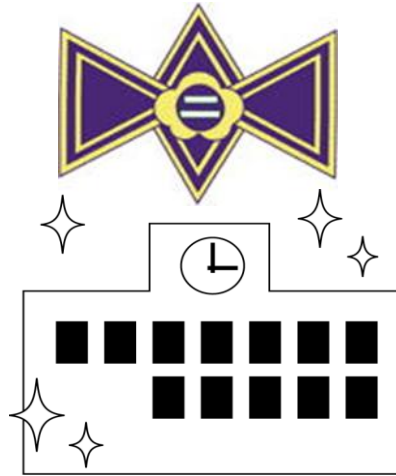
・タックをふやしたり、変形している

・裾を短くしたり長くしたりしている

**くつ下** ・飾り付き

**くつ** ・運動に適していない靴

\*ブーツやスリッパなど



## 《適切な服装》

**頭髪** ・清潔な頭髪

\*髪を止めるゴムやピンは、装飾物の無いシンプルなもの

\*ピアス・化粧・色付きのリップクリーム・アクセサリー類はしません

**カッター** ・白のカッターシャツ（学校指定品に準ずる）

\*ボタンダウン可

\*学校指定店のものでも、他の業者のものでもいいです

\*裾はズボンやスカートの中に入れます

**ブレザー** ・学校指定のもの

**セーター** ・学校指定のセーター

\*セーターは他の業者のものでも、同様のものでも可

\***Vネック**、派手でないものであれば可とします。

\*カーディガン・ベストタイプ可

**ズボン・スカート** ・学校指定のもの

\*スカートの裾はひざ程度

\*スカートの下のタイツなどは黒・ベージュ系

**くつ下** ・派手でないもの

\*ラインやワンポイントは可です

**くつ** ・運動に適したもの

\*色の規定なし

・服装の夏・冬服指定期間などはありません。気候などに合わせて各個人で調整します。

・寒い時期の登下校時は防寒着（色などの規定なし）の着用可です。（手袋、マフラーなども可）

・携帯電話、時計、菓子類、マンガ類、ゲーム類等、その他 学校生活に必要なでないものや、アクセサリー類は持ってこない。

・高価な文房具など、壊れたり無くなって困るものは持ってこない。